



【発信日】令和3年3月26日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 24番窓口）

企画総務部総務課地域振興室 中屋、宮村

電話 0779-66-1111 内線 2644

SDGsの考え方を取り入れ女性が積極的に参画できる社会を目指して ～第3次男女共同参画プランを策定～

あらゆる分野で女性の活躍を推進し、男女共同参画社会を実現するため、「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定しました。

記

(1) 計画の名称 第3次大野市男女共同参画プラン

(2) 計画策定の趣旨・計画の位置付け

令和2年度で終了する第2次大野市男女共同参画プランの達成状況やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、人口減少が進む社会の中で女性が積極的に参画できる社会を実現するため「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランは第六次大野市総合計画を上位計画とし、関連諸計画との整合性を図った計画です。

また、本プランは男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

本プランの「基本目標Ⅰ みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり 重点施策1 あらゆる分野における女性の参画拡大」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

(3) 計画の期間 令和3年度から令和12年度までの10年間

(4) 基本目標

- Ⅰ みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり
- Ⅱ だれもが生き生きと暮らせる地域づくり
- Ⅲ 差別のない社会環境づくり

(5) 基本方針 基本目標ごとに重点施策を定め、施策の方向を明示した体系表に基づき総合的に施策を実施します。

(6) 主要事業

事業名	事業概要	事業費（千円）
男女共同参画プラン推進事業	・大野市男女共同参画推進委員会を開催し、プランの進捗状況の点検等を実施 ・女性活躍を推進する講座や講演会の開催	852

(7) 計画策定の経過

プランの策定に当たっては、学識経験者や県職員、関係団体、一般公募の市民などが参画する大野市男女共同参画推進委員会において協議を重ねてきました。

- 令和2年 8月 6日 第1回大野市男女共同参画推進委員会（基本目標、施策の方向性の検討）
- 10月27日 第2回大野市男女共同参画推進委員会（プラン素案の検討）
- 10月～12月 女性の就業意識に関するアンケート調査の実施
- 12月 男女共同参画社会に向けての男性市民アンケート調査の実施
- 令和3年 1月27日 パブリックコメントの実施
- ～2月10日
- 3月 1日 第3回大野市男女共同参画推進委員会（パブリックコメントで出た意見を踏まえたプラン案の修正）
- 3月25日 プラン策定

第3次大野市男女共同参画プラン案【概要版】

1 プランの趣旨

- ・平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が、国においても最重要課題に位置付けられた。
- ・本市では平成13年3月「大野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを開始した。
- ・平成23年3月には「第2次大野市男女共同参画プラン」を策定し、平成29年2月に「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包含した改訂計画を策定した。

本プランは、第2次プランの計画期間が令和2年度で終了するため、第2次プランの達成状況やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れながら、人口減少社会が進む中で女性が積極的に参画できる社会の実現に向けて「第3次大野市男女共同参画プラン」を策定する。

2 プランの位置付け

- ・大野市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく基本計画であり、かつ、「第六次大野市総合計画 前期基本計画」の基本目標「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」において男女共同参画社会の推進を掲げる。
- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」である。
- ・第2期大野市総合戦略や大野市特定事業主行動計画、第四次大野市地域福祉計画などの関連諸計画との整合性を図った計画とする。

3 プランの期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行う。

4 現状と課題

①政策・方針決定過程への女性の参画

市職員の管理職に占める女性の割合は令和2年4月1日時点で15.6%となっており第2次プランの目標値を達成している。

一方、市の政策及び事業評価などに対する意見や提案を行う審議会などの女性委員の参画率は、21.4%（令和2年4月1日現在）であり、第2次プランの数値目標である30%には達していない。

あらゆる分野において女性の参画を拡大していくうえで、市の政策・方針決定過程に女性が参画することは、極めて重要であるため、参画拡大に向けて引き続き取り組む必要がある。

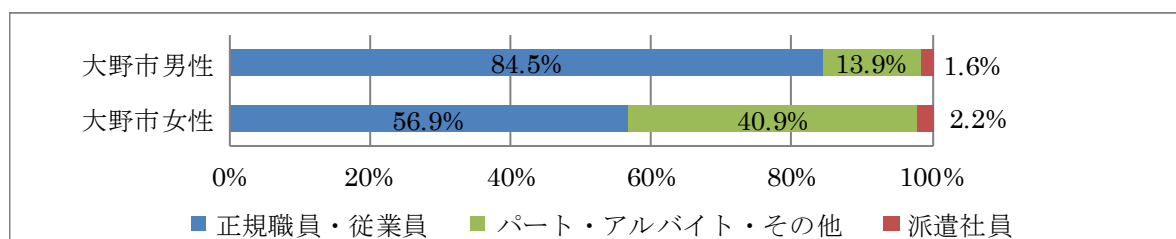
②女性の就労とワーク・ライフ・バランス

本市の女性の年齢階級別労働力人口の割合は、全国の平均割合と比較し、ほとんどの年齢階級において全国より高い労働力を維持している。

男女の雇用形態では、本市の男性、女性のそれぞれに占める正社員の割合は、男性が約85%であるのに対して、女性は約57%と低い状況である。

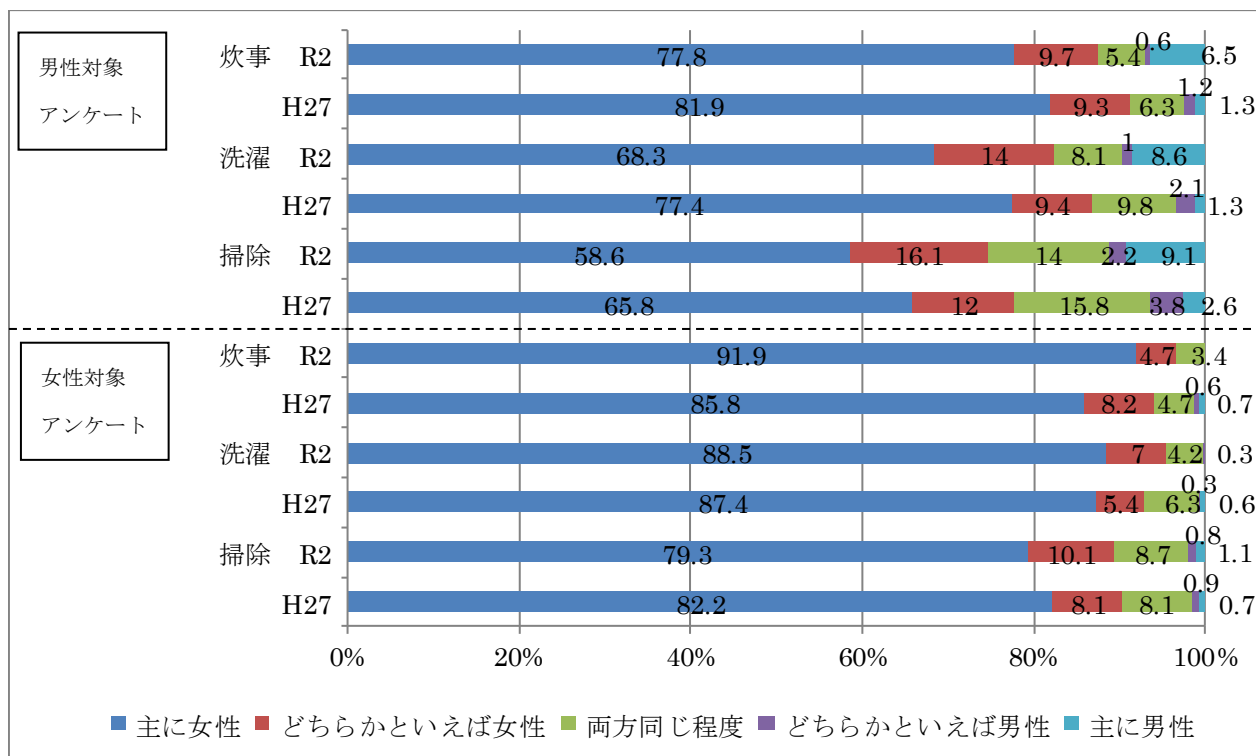
一方、「パートタイム・アルバイト・その他」の割合をみると、男性が約14%であるのに対して、女性は約41%を占めている。

男女の雇用形態（平成27年国勢調査）



「男性対象アンケート」における家事の役割については、炊事は約8割、洗濯は約7割、掃除は約6割が「主に女性」と回答しているのに対し、「女性対象アンケート」では、炊事、洗濯は約9割、掃除は約8割が「主に女性」と回答しており、家事の分担をめぐる男女間の認識に違いがあることがうかがえる。女性に偏っている家事の負担を解消するには、この認識の違いをお互いが理解した上で家事を分担する必要がある。














家庭における家事の役割（アンケート結果）



働き方改革の推進や男性の家事への参加促進に取り組み、働く女性の家事に対する負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す必要がある。

5 プランの内容

(1) プランの体系

基本目標	重点施策	施策の方向	SDGs 目標
I 元気な社会づくり みんなの個性が発揮され多様性に富んだ	1 あらゆる分野における女性の参画拡大 (※女性活躍推進法に基づく推進計画)	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	 5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう
		(2) 能力の開発・発揮の支援	
		(3) 女性の労働環境づくり	
		(4) 地方創生に必要な男女共同参画の推進	
	2 ワーク・ライフ・バランスの実現の環境づくり	(1) 男女がともに働くための環境整備	 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を  5 ジェンダー平等を実現しよう  16 平和と公正をすべての人に
		(2) 男女がともに担う育児と介護の環境整備	
II づくり だれもが生き生きと暮らせる地域	1 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	(1) 女性の健康支援	 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を
		(2) 貧困による生活困難者や、高齢者、障がい者などが安心して暮らせる環境整備	
	2 安全に暮らせる地域づくり	(1) 快適で安全に暮らすための環境整備	 5 ジェンダー平等を実現しよう  16 平和と公正をすべての人に
		(2) あらゆる暴力の根絶	
III 社会環境づくり 差別のない	1 性別役割分担意識の払拭	(1) 男女共同参画教育の充実	 4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう
		(2) 男女の人権尊重と啓発の展開	

※「基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり 重点施策 1 あらゆる分野における女性の参画拡大」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」に位置付ける。

(2) 施策の展開

基本目標 I みんなの個性が発揮され多様性に富んだ元気な社会づくり

現在、大野市役所の女性管理職や審議会、委員会などにおける女性の割合は低い状況にある。自治会の会長においても女性の割合が極めて低い状況にあることから女性自身の意欲や能力を高めるため、引き続き女性リーダーの育成に取り組む。

また、人口減少が進行する現代社会において、働く人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりが必要である。

「女性対象アンケート」では、女性が活躍できる職場環境を作るために必要なことについて、44.1%の女性が「育児や介護休業などの両立支援制度の充実」と回答しており、両立支援制度の充実や職場の理解を深めていくことが必要と考えられる。その他に「働き方に関する制度を活用しやすい雰囲気」と回答した女性は27.6%であり、育児休業や介護休業の取得促進などの職場環境の整備や働き方改革の推進に取り組む。

さらに、女性が仕事や家庭生活、地域生活などバランスを取って参画できるよう、保育や介護の支援を充実させ、女性の負担軽減を図る。

基本目標 II だれもが生き生きと暮らせる地域づくり

だれもが生き生きと暮らせる社会を目指すため、生活困窮者やひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人などが安心して自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援する。

近年では大震災や豪雨災害などの自然災害が全国で頻発しており、今後も大規模災害の発生が想定される中で、避難所での生活をはじめとして、災害時ではいろいろな場面で、男女双方の視点に配慮する必要があることから、防災体制における女性の参画を推進する。

また、DVやハラスメント行為などの重大な人権侵害行為の防止に努めるための広報や啓発活動などを実施するとともに、相談体制の強化を図る。

基本目標 III 差別のない社会環境づくり

差別のない社会を形成していくため、次世代を担う子どもたちが幼少期から男女共同参画について学ぶ中で、思いやりやお互いを認め合う心を育みながら、男女が対等に生きる意識を身に着けた大人に成長していくことができるように、保育の中での人権教育や小、中学校における道徳や各教科の授業などを通じての心の醸成を図るとともに、大人への人権教育に取り組む。

併せて、さまざまな媒体での啓発活動を継続するとともに、生涯にわたる学習を通じて全ての世代における男女共同参画の理解の促進に取り組む。

6 プランの推進と数値目標

(1) 推進体制

人口減少、少子化及び高齢化が進行する中で、「みんなでつながり地域が生き生きと輝くまち」をつくるために、男女共同参画社会の推進はますます重要となっている。

この推進には、市の業務全般において、全職員が一丸となって、大野市男女共同参画推進条例の基本理念を念頭に、市の責務を果たさなければならない。

そのため、庁内関係部局の一層の連携を図り、各施策の進捗状況を把握し、計画的に推進していく。

(2) 市民や事業者などとの連携

プランの推進に当たっては、市民や事業者と市の協力体制が重要であり、大野市男女共同参画推進委員会や市民団体などとの連携を図る。

また、市民団体や企業などとのパートナーシップを推進し、事業の協働実施に取り組む。

(3) プランの進行管理

毎年度、プランの進捗状況について、大野市男女共同参画推進委員会に報告し、評価と点検を行う。評価結果については、市ホームページ等を通じて公表する。

(4) 指標や数値目標の設定

プランに掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進行状況を表わすモニタリング指標を設定して、調査及び研究を行う。

(5) 数値目標・モニタリング指標

基本 目標	項目	区分	数値	
		数値目標・ モニタリング指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和12年度)
I	審議会などへの女性の登用率	数値目標	21.4%	30%
	市職員(※1)における役職者に占める女性の比率(課長補佐)	数値目標	30.6%	40%
	市職員(※1)における女性管理職比率(課長級以上)	数値目標	15.6%	20%
	女性が地域活動のリーダーとなっている自治会など(※2)の比率	数値目標	5.9%	10%
	職場における男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象のアンケート 50.5% 女性対象のアンケート 33.1%	—
	管理的職業従事者に占める女性の比率	モニタリング指標	14.6% (平成27年国勢調査)	—
	女性の雇用形態における正社員の割合	モニタリング指標	56.9% (平成27年国勢調査)	—
	市職員における男性の育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度いずれかの取得率	数値目標	0%	13%
	家庭における「炊事、洗濯、掃除」の男女が同じ程度実施する比率	モニタリング指標	男性対象のアンケート 9.2% 女性対象のアンケート 5.4%	—
II	生活習慣病予防のための特定健診受診率(大野市国民健康保険加入者)	数値目標	44.1% (令和2年3月末時点)	60%
III	男女平等に対する関心がある人の比率	モニタリング指標	男性対象のアンケート 73.5% 女性対象のアンケート 12.1%	—
	社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位の平等感	モニタリング指標	男性対象のアンケート 36.4% 女性対象のアンケート 22.3%	—
	男女共同参画意識向上のための職員向け研修会を開催	数値目標	0回/年	1回/毎年

※モニタリングは、男女共同参画の進捗状況を把握するために、国勢調査やアンケート調査の実施に より観測・測定を行う。また、アンケートは男性と女性でそれぞれ実施方法が異なるため、令和2年度の数値は別々で表記している。

※1…消防職を除く。

※2…自治会長、各種団体代表、保育所や学校の保護者会代表など。